

育児休業手当金及び介護休業手当金の追加給付について

厚生労働省が行う毎月勤労統計において不適切な調査があったことに伴い、雇用保険法の改正が平成 31 年 3 月 18 日付厚生労働省告示第 68 号にてなされ、同日付で育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限相当額(日額)が変更となりました。

この変更に伴い、平成 17 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 17 日までの間に育児休業又は介護休業期間を有しており、変更前の給付上限相当額(日額)での育児休業又は介護休業手当金を受給していた方につきましては、変更前と変更後の給付上限相当額(日額)の差額を追加給付することとなりました。

当共済組合では、平成 31 年 4 月より一部の追加給付対象者(※1)に対する追加給付を行っているところですが、既に退職等により当共済組合の組合員資格を喪失している方につきましては、令和 2 年 7 月以降順次追加給付を行う予定としております。追加給付の対象となった方には、個別に追加給付額等を記載した通知を送付いたしますので、通知が届きましたらご確認をお願いいたします。

なお、追加給付対象者については、当共済組合で保管する請求書類等を基に確認しておりますが、下記の追加給付対象者の要件に該当しているものの、令和 2 年 7 月末時点で追加給付に関する通知が届いていない方につきましては、別途「申立書」(※2)をご提出いただくことにより、改めて当共済組合にて追加給付の有無を確認いたしますので、下記お問合せまでご連絡ください。

(※1) 追加給付実施月時点で当共済組合の組合員資格を有している者

(※2) 「申立書」は、ご連絡いただいた後に当共済組合より送付いたします。

【追加給付対象者】

平成 17 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 17 日までの間に育児休業又は介護休業期間を有しており、当該育児休業等の期間における給料月額(標準報酬の月額)が給付上限相当額を超えていることにより、給付上限相当額に相当する金額(日額)に基づく育児休業又は介護休業手当金を受給していた方

【給付上限相当額を超える給料月額(標準報酬の月額)】

期間	給料月額(標準報酬の月額)			
	育児休業		介護休業	
	一般職	特別職	一般職	特別職
H17.4.1~H17.7.31	346,390 円	432,850 円	346,390 円	432,850 円
H17.8.1~H18.7.31	339,570 円	424,490 円	339,570 円	424,490 円
H18.8.1~H19.7.31	340,890 円	426,030 円	340,890 円	426,030 円
H19.8.1~H20.7.31	339,350 円	424,270 円	339,350 円	424,270 円
H20.8.1~H21.7.31	337,370 円	421,850 円	337,370 円	421,850 円
H21.8.1~H22.7.31	335,610 円	419,430 円	335,610 円	419,430 円
H22.8.1~H23.7.31	327,690 円	409,530 円	327,690 円	409,530 円
H26.8.1~H27.7.31	340,890 円	426,030 円	340,890 円	426,030 円
H27.8.1~H27.9.30	341,110 円	426,250 円	341,110 円	426,250 円
H27.10.1~H28.7.31	標準報酬の月額 440,000 円		標準報酬の月額 440,000 円	
H28.8.1~H29.7.31			標準報酬の月額 470,000 円	
H29.8.1~H30.7.31	標準報酬の月額 470,000 円		標準報酬の月額 500,000 円	
H30.8.1~H31.2.28				